厚生労働省和歌山労働局発表
令 和 3 年 10 月 25 日

担当	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部健康安全課 健康安全課長　三浦　玲 産業安全専門官　岩手　忠彦 電　話　073（488）1151 ＦＡＸ　073（475）0113

林業における労働災害撲滅に向けた緊急要請を行いました
～林業現場の確実な安全確保に向けて～

和歌山労働局（局長　池田真澄（いけだますみ））では、県内の主要産業である林業を重点業種として、関係者の皆様とともに、労働災害の防止に向けた様々な取組を行ってきました。

関係者の御尽力により、和歌山県内の林業における労働災害の発生件数（休業４日以上）は、長期的には着実に減少しており、令和２年には過去最少となりました。

しかしながら、本年において、９月末時点の林業における休業４日以上の死傷者数は 25 人と、前年同期と比較して５人（25%）の増加となっており、また、10 月には伐木作業、搬出作業において、立て続けに３名の方が尊い命を失うという極めて憂慮すべき事態となっております。

このため、和歌山労働局では、和歌山県内の林業の事業者等に対し、令和３年 10 月 25 日付けで、「林業における労働災害撲滅に向けた緊急要請」を行いましたので、お知らせいたします。

和歌山労働局では、林業における労働災害を撲滅するため、林業現場の確実な安全確保を図ってまいります。

【参考：緊急要請の別添】
・別添１　林業における労働災害発生状況等
・別添２　伐木作業等の安全対策の規制が変わります！（パンフレット）
・別添３　チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン（概要）
・別添４　林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン（概要）

林業における労働災害撲滅に向けた緊急要請

平素から、労働基準行政とりわけ労働安全衛生行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、和歌山県内における林業における労働災害の発生件数は、皆様の御尽力により、令和２年には過去最少となるなど長期的には着実に減少しているところです。

和歌山労働局においては、県内の主要産業である林業を重点業種として、皆様とともに、労働災害の防止に向けた様々な取組を行ってまいりました。

しかしながら、本年において、９月末時点の林業における休業４日以上の死傷者数は25人と、前年同期と比較して５人（25％）の増加となっております。また、10月には伐木作業、搬出作業において、立て続けに３名の方が尊い命を失うという極めて憂慮すべき事態となっております。

死亡災害が発生した背景には、様々な要因があり、それらが複合的に作用した結果ですが、その中でも、伐木作業、搬出作業における基本動作が守られていなかったことが、大きな要因だと考えられます。

死亡災害は、いかなる経済情勢下にあっても、防いでいかなければならないものです。皆様におかれましては、労働災害による犠牲者をこれ以上出さないという強い決意の下で、労働安全衛生活動を今一度総点検していただきますよう、お願いいたします。

その上で、関係者が一体となって以下の取組を徹底し、労働災害の防止に努めていただきますよう、お願いいたします。

一、伐木作業、搬出作業における基本動作の徹底、再確認

一、チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドラインの遵守

一、個々の労働者の状況に即した効果的な安全衛生教育の実施

令和３年10月25日

和歌山労働局長　池田真澄

死亡災害発生状況（令和３年10月）

別添１

林業

	署	月	年齢	休業見込期間	経験期間	業種	事故の型	起因物	傷病性質・部位	概要
1	田辺	10	80代	死亡	～１年	建築工事業	激突され	立木等	調査中	伐木作業をしていたところ、倒木にはさまれ、下敷きになったもの。
2	田辺	10	50代	死亡	10年～20年	木材伐出業	激突され	立木等	調査中	伐木作業をしていたところ、倒木が切り株から滑り、倒木にはさまれたもの。
3	田辺	10	30代	死亡	１年～３年	木材伐出業	飛来・落下	立木等	調査中	木材の搬送作業をしていたところ、滑り落ちてきた木の下敷きになったもの。

注：１の者は労働者ではない

労働災害発生状況（令和３年９月末速報）

林業

	署	月	年齢	休業見込期間	経験期間	業種	事故の型	起因物	傷病性質・部位	概要
1	田辺	1	40代	１か月～３か月	～１年	木材伐出業	墜落、転落	地山、岩石	骨折・手	架線集材作業をしていたところ、濡れた斜面から転落したもの。
2	橋本	1	50代	２週間～１か月	20年～	木材伐出業	飛来、落下	立木等	骨折・胸部	伐採作業をしていたところ、切り株が跳ね、胸部に接触したもの。
3	御坊	1	50代	１か月～３か月	１年～３年	その他の林業	激突され	立木等	骨折・胴体と肢体	伐木作業をしていたところ、倒木が身体に接触したもの。
4	田辺	1	20代	～１週間	５年～10年	その他の林業	動作の反動、無理な動作	荷姿の物	関節の障害・肩	苗木が入った袋を持ち上げたところ、身体を痛めたもの。
5	田辺	1	40代	～１週間	10年～20年	その他の林業	激突され	地山、岩石	打撲傷・胴体と肢体	伐木作業をしていたところ、倒木が風に流され、身体に接触したもの。
6	橋本	2	20代	１週間～２週間	～１年	その他の林業	墜落、転落	地山、岩石	骨折・胸部	測量作業をしていたところ、濡れた地面に足が滑り、立木に激突したもの。
7	御坊	2	40代	～１週間	５年～10年	木材伐出業	転倒	伐木等機械	打撲傷・足首	資材の搬出作業をしていたところ、建設機械に乗ろうとした際に、足が滑り、転落したもの。
8	新宮	2	60代	１週間～２週間	５年～10年	木材伐出業	激突され	立木等	創傷・顔	伐木作業をしていたところ、倒木の枝が防護メガネに接触したもの。
9	橋本	2	60代	１か月～３か月	～１年	その他の林業	墜落、転落	建築物、構築物	骨折・すね	資材の積降作業をしていたところ、側溝を移動していた際に、足を踏み外し、転倒したもの。
10	新宮	2	40代	２週間～１か月	10年～20年	木材伐出業	はさまれ、巻き込まれ	立木等	創傷・指	伐木作業をしていたところ、指が倒木の切り口にはさまれたもの。
11	田辺	2	50代	１か月～３か月	10年～20年	その他の林業	動作の反動、無理な動作	地山、岩石	腰痛・骨盤部	植栽作業をしていたところ、苗木を運搬していた際に、バランスを崩し、踏ん張ったため、身体を痛めたもの。
12	田辺	3	30代	２週間～１か月	１年～３年	その他の林業	激突	立木等	打撲傷・頸部	伐木作業をしていたところ、倒木が近くにいた者に接触したもの。
13	橋本	3	60代	２週間～１か月	20年～	木材伐出業	飛来、落下	立木等	骨折・肩	伐木作業をしていたところ、倒木が他の倒木に当たった際に、跳ね返り、身体に接触したもの。

労働災害発生状況（令和３年９月末速報）

林業

	署	月	年齢	休業見込期間	経験期間	業種	事故の型	起因物	傷病性質・部位	概要
14	御坊	3	40代	１週間～２週間	10年～20年	その他の林業	激突され	立木等	打撲傷・足	伐木作業をしていたところ、倒木がかかり木になり、その反動で、根が跳ね返り、身体に接触したもの。
15	御坊	3	50代	１週間～２週間	10年～20年	その他の林業	転倒	地山、岩石	打撲傷・骨盤部	森林調査をしていたところ、濡れた地面に足が滑り、転落したもの。
16	橋本	4	60代	２週間～１か月	３年～５年	木材伐出業	激突され	立木等	関節の障害・足首	伐木作業をしていたところ、玉切りをした丸太が転がり、身体に接触したもの。
17	御坊	4	50代	～１週間	20年～	その他の林業	切れ、こすれ	手工具	創傷・手	立木調査をしていたところ、斧で木を切った際に、斧が木を押さえていた指に接触したもの。
18	御坊	5	60代	２週間～１か月	10年～20年	その他の林業	はさまれ、巻き込まれ	立木等	骨折・下肢	伐木作業をしていたところ、足が倒木と倒木との間にはさまれたもの。
19	新宮	6	50代	１週間～２週間	20年～	木材伐出業	切れ、こすれ	チェーンソー	創傷・ひざ	伐木作業をしていたところ、足が滑り、転倒し、手に持っていたチェーンソーがひざに接触したもの。
20	新宮	6	40代	２週間～１か月	３年～５年	その他の林業	切れ、こすれ	チェーンソー	創傷・すね	伐木作業をしていたところ、チェーンソーで倒木の枝を切ろうとした際に、チェーンソーが跳ね返り、すねに接触したもの。
21	田辺	7	60代	１週間～２週間	10年～20年	その他の林業	切れ、こすれ	その他の一般動力機械	創傷・指	草刈作業をしていたところ、刃の具合が悪いため、交換しようとした際に、指が回転が止まっていない刃に接触したもの。
22	田辺	7	50代	１か月～３か月	20年～	木材伐出業	飛来、落下	人力機械	創傷・口	伐木作業をしていたところ、手動ウィンチを使用していた際に、手動ウィンチのフックが口に接触したもの。
23	橋本	8	60代	１週間～２週間	１年～３年	木材伐出業	切れ、こすれ	チェーンソー	創傷・前膊	伐木作業をしていたところ、チェーンソーで倒木の枝を切ろうとした際に、チェーンソーが跳ね返り、前腕に接触したもの。
24	御坊	8	50代	～１週間	10年～20年	その他の林業	踏み抜き	金属材料	創傷・足	草刈作業をしていたところ、地面にあった釘を踏み抜いたもの。
25	新宮	8	40代	１か月～３か月	10年～20年	その他の林業	崩壊、倒壊	立木等	骨折・骨盤部	伐木作業をしていたところ、倒木がかかり木になり、その反動で、根が跳ね返り、身体に接触したもの。

出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告

労働災害発生状況（令和２年確定）

林業

	署	月	年齢	休業見込期間	経験期間	業種	事故の型	起因物	傷病性質・部位	概要
1	新宮	2	50代	～１週間	20年～	木材伐出業	切れ、こすれ	チェーンソー	創傷・手指	チェーンソーで杭作りをしていたところ、バランスを崩した際に、チェーンソーが足に当たったもの。
2	田辺	3	40代	２週間～１か月	10年～20年	木材伐出業	動作の反動、無理な動作	地山、岩石	関節の障害・ひざ	間伐作業をしていたところ、足が滑り、転倒しないように踏ん張った際に、ひざを痛めたもの。
3	御坊	3	20代	１週間～２週間	～１年	木材伐出業	激突され	立木等	打撲傷・足	伐出作業をしていたところ、巻き上げの合図をした際に、巻き上がった材が足に当たったもの。
4	田辺	3	20代	２週間～１か月	～１年	その他の林業	飛来、落下	立木等	打撲傷・足	間伐作業をしていたところ、倒木を避けようとした際に、段差につまずいて転倒し、倒れてきた木が足に当たったもの。
5	田辺	3	50代	２週間～１か月	１年～３年	木材伐出業	動作の反動、無理な動作	その他の一般動力機械	打撲傷・上肢と下肢	草刈作業をしていたところ、歯の強弱を調節しようした際に、地面にあった木に刃が接触し、跳ね返り、指と首筋をひねったもの。
6	御坊	3	40代	２週間～１か月	１年～３年	木材伐出業	墜落、転落	立木等	創傷・下肢	間伐作業をしていたところ、かかり木を処理するため、玉切りをしようとした際に、元玉が滑り、被災者の足に激突し、被災者が転落したもの。
7	新宮	4	40代	２週間～１か月	５年～10年	その他の林業	飛来、落下	地山、岩石	骨折・足指	山道を歩いていたところ、崖から石が落ち、足に当たったもの。
8	橋本	4	80代	２週間～１か月	20年～	木材伐出業	激突され	立木等	むち打ち症・頸部	間伐作業をしていたところ、玉切りをした際に、玉切りをした木材が滑り、腰に当たったもの。
9	橋本	5	50代	２週間～１か月	５年～10年	その他の林業	激突され	立木等	骨折・足首	間伐作業をしていたところ、倒木の玉切りをした際に、元玉が滑り、被災者に激突したもの。
10	御坊	6	40代	２週間～１か月	１年～３年	木材伐出業	切れ、こすれ	チェーンソー	創傷・足	伐木作業をしていたところ、丸太の玉切りをしようとした際に、チェーンソーが跳ね返り、足に当たったもの。

労働災害発生状況（令和２年確定）

林業

	署	月	年齢	休業見込期間	経験期間	業種	事故の型	起因物	傷病性質・部位	概要
11	新宮	6	40代	１週間～２週間	10年～20年	木材伐出業	切れ、こすれ	チェーンソー	創傷・足首	間伐作業をしていたところ、古い切り株を切り落そうとした際に、チェーンソーが跳ね返り、足首に当たったもの。
12	田辺	6	60代	１か月～３か月	20年～	木材伐出業	墜落、転落	地山、岩石	骨折・肩	玉掛け作業をしていたところ、安全な場所に回避しようとした際に、足が滑り、転落したもの。
13	田辺	7	40代	１週間～２週間	10年～20年	その他の林業	激突され	立木等	打撲傷・足首	間伐作業をしていたところ、倒木が枯木に当たり、跳ね返り、足首に当たったもの。
14	新宮	7	60代	２週間～１か月	５年～10年	木材伐出業	激突され	機械集材装置、運材索道	骨折・胴体と肢体	出材作業をしていたところ、引き込み線が外れ、跳ね返った引き込み線が当たったもの。
15	田辺	7	20代	２週間～１か月	～１年	木材伐出業	激突され	立木等	骨折・胴体	集材作業をしていたところ、倒木が滑り、胴体に当たったもの。
16	和歌山	8	40代	１か月～３か月	20年～	その他の林業	転倒	地山、岩石	骨折・足首	整地作業をしていたところ、足が滑り、転倒したもの。
17	新宮	8	20代	１週間～２週間	３年～５年	木材伐出業	切れ、こすれ	チェーンソー	創傷・すね	間伐作業をしていたところ、倒木の玉切りをしていた際に、チェーンソーが跳ね返り、足に当たったもの。
18	御坊	8	50代	１週間～２週間	10年～20年	木材伐出業	激突され	その他の一般動力機械	打撲傷・もも	下刈り作業をしていたところ、雑草の中にあったワイヤーが草刈り機の刃に引っかかり、跳ね返ったワイヤーが足に当たったもの。
19	田辺	9	40代	～１週間	10年～20年	その他の林業	飛来、落下	立木等	打撲傷・もも	間伐作業をしていたところ、伐倒が立ち木に当たり、先端が折れ、折れた先端が落下し、当たったもの。
20	新宮	9	50代	１週間～２週間	10年～20年	木材伐出業	飛来、落下	立木等	打撲傷・足	間伐作業をしていたところ、倒木した際に、根元が足に落下したもの。

労働災害発生状況（令和２年確定）

林業

	署	月	年齢	休業見込期間	経験期間	業種	事故の型	起因物	傷病性質・部位	概要
21	田辺	10	60代	１か月～３か月	20年～	木材伐出業	飛来、落下	立木等	骨折・胸部	伐採作業をしていたところ、倒木した際に、倒木が立木とつるでつながっており、つながっていた立木が折れ、被災者の上に落ち、そのまま転落したもの。
22	御坊	10	50代	１週間～２週間	10年～20年	木材伐出業	切れ、こすれ	手工具	創傷・もも	踏査作業をしていたところ、段から降りた際に、置いてあったくわが跳ね返り、足に刺さったもの。
23	田辺	10	50代	死亡	～１年	木材伐出業	激突され	機械集材装置、運材索道	骨折・頸部	架線解体作業をしていたところ、切株に引っかかっていたホイストキャレッジの巻き上げ索が、先柱に近づいた際に、切株から外れ、内角側にいた被災者に当たったもの。
24	御坊	10	40代	２週間～１か月	10年～20年	木材伐出業	動作の反動、無理な動作	木材、竹材	関節の障害・肩	間伐作業をしていたところ、かかり木を手で揺らしていた際に、肩に負担がかかり、腫れたもの。
25	田辺	11	30代	～１週間	５年～10年	その他の林業	切れ、こすれ	その他の一般動力機械	創傷・足指	下刈り作業をしていたところ、刃が雑草にあった切株に接触し、跳ね返り、足に当たったもの。
26	新宮	11	60代	～１週間	20年～	木材伐出業	激突され	木材、竹材	打撲傷・ひざ	間伐作業をしていたところ、伐木を玉切りした際に、跳ね返り、ひざに当たったもの。
27	田辺	11	40代	１か月～３か月	10年～20年	その他の林業	切れ、こすれ	チェーンソー	骨折・指	間伐作業をしていたところ、かかり木の根回しをした際に、チェーンソーが跳ね返り、指に当たったもの。
28	御坊	11	40代	２週間～１か月	１年～３年	木材伐出業	激突され	立木等	骨折・胸部	間伐作業をしていたところ、倒木が立木と接触し、方向転換し、当たったもの。
29	御坊	11	40代	１か月～３か月	３年～５年	木材伐出業	激突され	立木等	打撲傷・肩	伐倒作業をしていたところ、倒木した際に、かかり木と枝がらみしていたため、かかり木が落ち、被災者に当たったもの。
30	橋本	11	50代	２週間～１か月	１年～３年	木材伐出業	切れ、こすれ	チェーンソー	創傷・前膊	間伐作業をしていたところ、かかり木を切り落とそうとした際に、チェーンソーが跳ね返り、腕に当たったもの。

労働災害発生状況（令和２年確定）

林業

	署	月	年齢	休業見込期間	経験期間	業種	事故の型	起因物	傷病性質・部位	概要
31	橋本	12	40代	２週間～１か月	10年～20年	木材伐出業	動作の反動、無理な動作	起因物なし	関節の障害・足首	間伐作業をしていたところ、伐木し、退避する際に、足首を痛めたもの。
32	新宮	12	40代	１か月～３か月	10年～20年	木材伐出業	飛来、落下	立木等	創傷・眼	倒木作業をしていたところ、伐倒の枝が落ち、目に当たったもの。
33	新宮	12	60代	～１週間	10年～20年	木材伐出業	激突され	立木等	打撲傷・上肢と下肢	伐出作業をしていたところ、伐採した際に、木が裂け、体に当たったもの。

出典：死亡災害報告、労働者死傷病報告

別添2

伐木作業等の安全対策の規制が変わります！
～ 伐木作業等を行うすべての業種が対象 ～

厚生労働省は、伐木作業等における労働災害を防止するために、労働安全衛生規則の一部を改正し、伐木作業等における安全対策を強化します。

林業、土木工事業や造園工事業など、業種にかかわらず、伐木作業等を行うすべての業種が対象となります。

【改正の背景】

林業における労働災害による死亡者数は年間40人前後で推移しており、平成23年以降改善がみられていません。死亡災害の約６割はチェーンソーによる伐木作業時に発生しており、また、休業４日以上の死傷者の起因物では、立木(りゅうぼく)等が約３割、チェーンソーが約２割と多数を占めています。

厚生労働省は、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（平成30年３月６日公表）を踏まえ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）の一部を改正しました。

今回の改正の主な内容

1．チェーンソーによる伐木等の業務に関する特別教育について、伐木の直径等で区分されていた特別教育を統合し、時間数を増やします。
（安衛則、安全衛生特別教育規程（昭和47年労働省告示第92号。以下「特別教育規程」という。）の改正）

2．伐木作業等における危険を防止するために、以下のとおり規定します。
（安衛則の改正）

(1) 受け口を作るべき立木の対象を胸高(きょうこう)直径40cm以上のものから20cm以上に拡大する等、立木の伐倒時の措置を義務付けます。

(2) 事業者に対して、かかり木の速やかな処理を義務付けるとともに、事業者及び労働者に対して、かかり木の処理における禁止事項を規定します。

(3) 事業者は、立木の高さの２倍に相当する距離を半径とする円形の内側には、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者を立ち入らせてはならないこと等を規定します。

(4) 事業者に、チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用させること、また、当該労働者に、当該切創防止用保護衣を着用することを義務付けます。

3．その他の改正を行います。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

2019.5

1．特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第10条）関係

○ 伐木の直径等で区分されている、チェーンソーによる伐木等の業務に係る特別教育を統合します。
また、統合後の特別教育の時間数を増やします。
既に特別教育を修了している方（※）は、統合後の特別教育の科目の一部の受講が免除されます。

【受講を省略できる条件】

（※） 伐木等の業務に係る特別教育の科目について、十分な知識及び経験を有していると認められる以下の労働者

① 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育（＊1）（ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目を含む。）を修了した労働者

② 改正前の安衛則第36条第8号に定める特別教育（＊1）（ただし、チェーンソーに関する知識の科目、振動障害及びその予防に関する知識の科目の双方を除く。）を修了した労働者

③ 改正前の安衛則第36条第8号の2に定めるチェーンソーを用いて行う立木の伐木等の業務に関する特別教育（＊2）を修了した労働者

なお、改正による新たな特別教育の適用日（令和2年8月1日）より前に、改正後の特別教育の科目の全部又は一部について受講した方は、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

（＊1）胸高直径が70cm以上の立木の伐木、胸高直径が20cm以上で、かつ、重心が著しく偏している立木の伐木、つりきりその他特殊な方法による伐木又はかかり木でかかっている木の胸高直径が20cm以上であるものの処理の業務（伐木等機械の運転の業務を除く。）
（＊2）チェーンソーを用いて行う立木の伐木、かかり木の処理又は造材の業務（※1の業務を除く。）

新たな特別教育の時間と受講を省略できる条件に該当する方が受講するべき時間の対比表

学科科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講するべき時間		
			①	②	③
Ⅰ 伐木等作業に関する知識					
	伐倒の合図　退避の方法	4時間			
	伐倒の方法　かかり木の種類及びその処理				2時間
	造材の方法　下肢の切創防止用保護衣等の着用		1時間	1時間	
Ⅱ チェーンソーに関する知識					
	チェーンソーの種類　構造及び取扱い方法 チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間		2時間	
Ⅲ 振動障害及びその予防に関する知識					
	振動障害の原因及び症状 振動障害の予防措置	2時間		2時間	
Ⅳ 関係法令					
	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	1時間	1時間	1時間	1時間

実技科目	範囲	時間	上記【受講を省略できる条件】に該当する方が受講するべき時間		
			①	②	③
Ⅴ 伐木等の方法					
	造材の方法	5時間			
	伐木の方法　かかり木の処理の方法				2時間
	下肢の切創防止用保護衣等の着用		30分間	30分間	
Ⅵ チェーンソーの操作					
	基本操作　応用操作	2時間		2時間	
Ⅶ チェーンソーの点検及び整備					
	チェーンソーの点検及び整備の方法 ソーチェーンの目立ての方法	2時間		2時間	

2－（1）伐木作業における危険の防止（安衛則第477条）関係

○　胸高直径が概ね20cm以上の立木を伐倒するときに死亡災害が大きく増加していることから、伐木作業において「受け口」を作るべき対象を胸高直径が40cm以上の立木から20cm以上のものへと範囲を拡大します。

○　受け口を作るべき作業の場合、適当な深さの「追い口」と、適当な幅の「切り残し（つる）」を確保することを新たに義務付けます。（図1）

（参考）　胸高直径20cm未満の立木は、法令による規制の対象ではないものの、伐木作業に従事する労働者の知識、経験等から、適切に「受け口」、「追い口」、「切り残し」を作ることができる場合には、これらを作ることが望ましい。

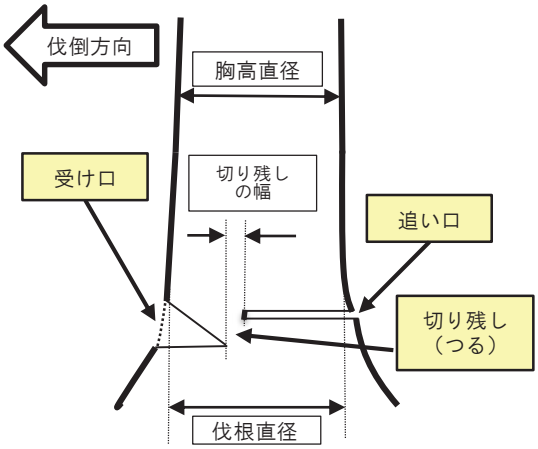

（図1）受け口、追い口等の関係図

2－（2）かかり木の処理の作業における危険の防止（安衛則第478条）関係

○　かかり木の処理の作業（図2）に従事する労働者以外の労働者が、放置されたままのかかり木に気付かず接近し、当該かかり木の落下により被災した事例を踏まえ、かかり木を放置することなく、処理の作業を速やかに行うことを新たに義務付けます。

○　やむを得ない事由により、かかり木の処理を速やかに行うことができない場合、当該処理の作業に従事する労働者以外の労働者がかかり木に接近することがないよう立入りを禁止します。

○　死亡災害が多く発生している「かかり木にかかられている立木を伐倒」（図3）及び「かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木を伐倒（浴びせ倒し）」（図4）することを禁止します。

〈注意〉　「かかっている木の元玉切り」（かかった状態のままで元玉切りをし、地面等に落下させることにより、かかり木を外すこと。）（図5）は、今般の改正により禁止されるものではありませんが、かかり木の安全な処理方法とは言えないことに留意してください。

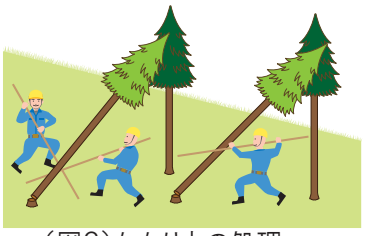
（図2）かかり木の処理

（図3）かかられている立木の伐倒

（図4）かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒

（図5）かかっている木の元玉切り

2－（3）立入禁止（安衛則第481条）関係

○　従来から、造林、伐木及び造材の作業場所の下方で、伐倒木等の木材が転落、滑落するおそれのあるところには、労働者の立入りを禁止していますが、新たに、かかり木の処理の作業場所の下方でも、かかり木の転落、滑落するおそれがあることから、労働者の立入りを禁止します。

○　立木の伐倒の作業に従事していない労働者が伐倒木に激突される災害が発生していることから、諸外国の基準を踏まえ、立木の樹高の2倍に相当する距離を半径とする円の内側において、当該立木の伐倒の作業に従事する労働者以外の労働者の立入りを禁止します。（図6）

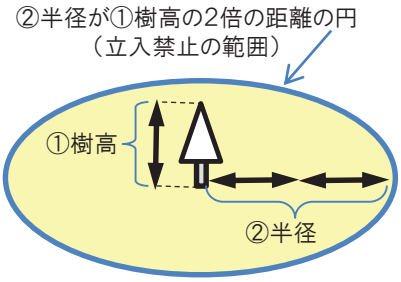

（図6）立入禁止の範囲

〈注意〉　立木を伐倒するときには、周辺の全ての労働者に合図により的確に情報伝達を行い、立入り禁止の範囲から、伐倒作業に従事する労働者以外の労働者が退避したことの確認を徹底してください。

2－（4）下肢の切創防止用保護衣の着用（安衛則第485条）関係

○　チェーンソーによる休業4日以上の死傷災害の多くが、チェーンソーの刃（以下「ソーチェーン」という。）の接触により発生していることを踏まえ、チェーンソーによる伐木作業等を行う場合、事業者に対し、労働者に切創防止用の繊維を入れた防護ズボン、チャップス等の下肢の切創防止用保護衣（図7）を着用させることを義務付けます。

○　チェーンソーによる伐木作業等を行う労働者に対して、下肢の切創防止用保護衣の着用を義務付けます。

（図7）下肢の切創防止用保護衣

〈注意1〉（図7）で例示した下肢の切創防止用保護衣は、前面にソーチェーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っており、JIS T8125-2に適合する防護ズボン又は同等以上の性能を有するものを使用してください。また、労働者の身体に合ったサイズのものを着用してください。既にソーチェーンが当たって繊維が引き出されたものなど、保護性能が低下しているものは使用しないようにしてください。

〈注意2〉チャップスを着用するに当たっては、留め金具式の場合は全ての留め具を確実に留めた上で、左右にずれないように、適度に締め付けて着用してください。なお、作業中の歩行等により、チャップスがめくれることのないよう、最下部の留め具が足首にできるだけ近いものを着用してください。

3－（1）車両系木材伐出機械による作業等の作業計画（安衛則第151条の89、第151条の125、第151条の153）関係

○　伐木等の作業においても、重とくな労働災害が発生した場合、速やかに、負傷者を救急車両等により搬送できるようにするため、車両系木材伐出機械を用いて行う作業、林業架線作業又は簡易林業架線作業の作業計画を定めるべき事項に、それぞれ「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」を追加します。

3－（2）修羅（しゅら）、木馬運材及び雪そり運材は、現在、林業の現場でほとんど使用されていないことから、修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止します。

施行期日

このリーフレット内容の施行日は 2019（令和元）年8月1日 です。

（一部の規定*は公布日、特別教育の部分は2020（令和2）年8月1日）

（*）修羅による集材又は運材作業、木馬運材及び雪そり運材に係る規定を廃止すること。

（公布日：2019（平成31）年2月12日）

墜落制止用器具（安全帯）に関するお知らせ

○ 墜落制止用器具（安全帯）に関し安衛則等が改正され、これまで安全帯を用いて行っていた作業については、墜落制止用器具（一本つりのハーネス型等）を用いることが義務付けられました。

【参照】墜落制止用器具リーフレット
https://www.mhlw.go.jp/content/11302000/000473567.pdf

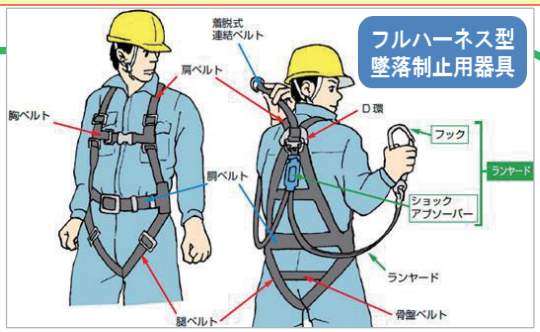

○ ただし、立木上での作業で、墜落制止用器具の使用が著しく困難な場合（フックがかけられない場合など）には、墜落制止用器具の使用に替わる措置として、U字つり用胴ベルト及び保護帽の使用などにより、墜落による労働災害の防止措置を行う必要があります。

さらに詳しい情報は、お近くの都道府県労働局・労働基準監督署まで。

厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/index.html）　伐木作業等の労働災害防止

別添3

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」の改正（令和2年1月31日基発0131第1号）

1　改正の趣旨

○　従来より、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及び **「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(H27.12.7基発1207第３号。以下「ガイドライン」という。)**に基づき、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。)の安全を推進。

○　「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（H30.3.6公表）を踏まえ、伐木、かかり木の処理及び造材の作業等における労働災害を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年２月に**労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。）**により、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。

（図1）かかられている立木の伐倒

（図2）かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒

2　改正の概要

①　**改正省令による改正箇所に関係する記載**について、安衛則に基づく安全対策（義務）であることをより明確に示すこと。

（主な安全対策）

・ 安衛則第485条第１項に基づき、**労働者に下肢の切創防止用保護衣を着用**させること。

・ 安衛則第481条第２項に基づき、伐木作業を行うときには、伐倒しようとする立木を中心として、**当該立木の高さの２倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止**すること。

・ **かかり木の処理の作業においては、次の（ア）～（オ）に掲げる事項を行ってはならない**こと。なお、**（ア）及び（イ）については、安衛則第478条第２項により禁止**されるものであること。また、**（ウ）から（オ）までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言い難い**ことから、実施しないよう確実に指導すること。

（ア）かかられている木の伐倒(図1)、（イ）かかり木に激突させるためのかかり木以外の立木の伐倒 (浴びせ倒し)(図2)、（ウ）かかっている木の元玉切り(図3)、（エ）かかっている木の肩担ぎ、（オ）かかり木の枝切り

（図3）かかっている木の元玉切り

②　**伐木等作業における労働災害の防止のための作業計画(作業地の概況、作業の方法、作業の安全対策等）**等の項目を追加すること。

③　伐木等作業の実態等を踏まえ、伐木等作業における労働災害防止対策その他関連する記載を**より適切な表現に改める**こと。

④　**「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」**(H14.3.28基安安発第0328001号)**に係る記載をガイドラインに明確に示す**ことにより、伐木等作業の安全を一体的に図ること。

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

1　趣旨・目的

○　厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成27年に**チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」(H27.12.7基発1207第３号、改正R2.1.31基発0131号。以下「ガイドライン」という。)**を定め、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業（以下「伐木等作業」という。)の安全を推進。

○　ガイドラインは伐木等作業に適用。なお、伐木作業の結果かかり木が生じた場合及び既にかかり木が生じ、当該かかり木の処理のための準備等の作業を行う場合（台風等による被害木、枯損木等が、他の立木に寄りかかったものを除く。)を対象。

○　伐木等作業を行う事業者は、安衛法令に基づく措置を的確に履行することはもとより、ガイドラインに基づく措置を講ずることにより、伐木等作業の安全対策を徹底。また、労働者は、安衛法令により労働者に義務付けられている措置を的確に履行することはもとより、事業者が行うガイドラインに基づく措置を遵守することにより、伐木等作業の安全対策を徹底。

2　概要

（１）伐木等作業における**保護具等の選定及び着用**

次の保護具等の選定に当たっては、防護性能が高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目立つ色合いのものであって、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。（①**下肢の切創防止用保護衣（図１）**、②衣服、③手袋、④安全靴等の履物、⑤保護帽、保護網・保護眼鏡及び防音保護具）

（図1）下肢の切創防止用保護衣

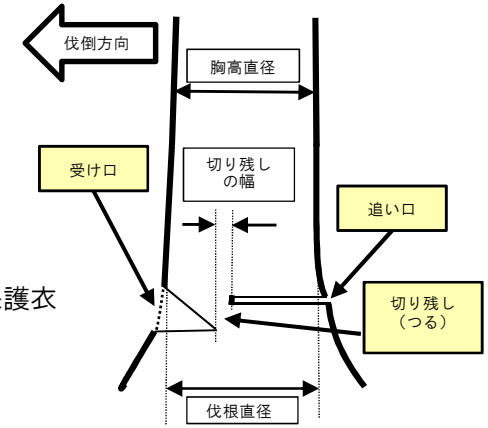

（図2）受け口、追い口等の関係図

（２）**チェーンソーの選定、取扱い方法**等

（３）伐木等作業を安全に行うための事前準備等（①**調査・記録の実施**、②**リスクアセスメント等の実施**、③**作業計画の作成**、④**作業指揮者の選任**、⑤**安全衛生教育の実施）**

（４）伐木等作業における安全の確保

①伐倒しようとする立木を中心として、**当該立木の高さの２倍に相当する距離を半径とする円形の内側に伐倒者以外の労働者が立ち入ることを禁止すること**、②伐倒作業で**受け口と追い口の間に適当な幅の切り残し（つる）を残す**こと（図２）等。

（５）**伐倒木の転落等による危険を防止するための措置を講じる**など、チェーンソーを用いて行う造材の作業の安全の確保

（６）かかり木の処理の作業における安全の確保

かかり木の処理の作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。

①かかられている木の伐倒、②かかり木に激突させるためにかかり木以外の立木の伐倒　（浴びせ倒し）、③かかっている木の元玉切り、④かかっている木の肩担ぎ、⑤かかり木の枝切り

なお、**①及び②については、安衛則第478条第２項により禁止される**ものであること。また、**③から⑤までについても、かかり木の処理の作業を安全に行うものであるとは言い難い**ことから、実施しないよう確実に指導すること。

別添4

「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」の改正
（令和2年1月31日基発0131第4号）

1　改正の趣旨

○　従来より、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）及び**「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(H６.７.18基発461号の３。以下「ガイドライン」という。)**を踏まえ、労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制の整備・確立などを図り、被災労働者の早急な救護などを促進。

○　「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会報告書」（H30.3.6公表）を踏まえ、車両系木材伐出機械を用いた作業等による労働災害を防止するため、事業者が講ずべき措置等について、平成31年２月に**労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第11号。以下「改正省令」という。）**により、安衛則を改正したところであり、これに伴いガイドラインを改正するもの。

2　改正の概要

①　**改正省令による改正箇所に関係する記載**について、安衛則に基づく安全対策（義務）であることを**より明確に示す**こと。

・　安衛則第151条の89第２項（車両系木材伐出機械を用いて行う作業）、第151条の125第２項（林業架線作業）及び第151条の153第２項（簡易林業架線作業）に基づき、各作業の**作業計画に示す事項**に、それぞれ**「労働災害が発生した場合の応急の措置」及び「傷病者の搬送の方法」が追加**されたことを踏まえ、ガイドラインにおける記載を改正省令の規定に合わせた。

②　**山林における通信を取り巻く環境**等を踏まえ、林業の作業現場における緊急連絡体制その他関連する規定を**より適切な表現に改める**こと。

・　ガイドラインでは、従来、**無線通信（トランシーバーを含む。）による通信を前提**にしていたが、昨今の携帯電話の普及状況（※）等を踏まえ、**携帯電話等（スマートフォンを含む。）による通信も可能であることを明確**にした。

（※）電気通信事業者がそのサービスを提供する携帯電話等のサービスエリアは、人口比率で99.99%をカバー（平成29年度末（総務省））。

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン

1　趣旨・目的

○　厚生労働省では、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）を踏まえ、平成６年に**「林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等のためのガイドライン」(H６.７.18基発461号の３、改正R2.1.31基発0131第４号。以下「ガイドライン」という。)**を定め、労働災害が発生した時などの緊急時の連絡体制の整備・確立などを図り、被災労働者の早急な救護などを促進。

○　伐木、造材、集材、造林等の作業を行う作業現場を有する**林業の事業者に対して、ガイドラインを適用**。

2　概要

（１）事業者は、**緊急時における連絡体制等を整備**すること。

①　事業者は、作業現場の位置、作業内容、作業方法、作業現場に持ち込む通信機器、作業現場で利用できる連絡の手段等を勘案し、緊急時（労働災害の発生時、労働者の所在不明時等をいう。）に対処するため、**通信が可能である範囲、作業場所における作業中の労働者相互の連絡の方法等必要な事項を定め**、その内容を**関係労働者に周知**すること。

②　作業現場における安全の確認、労働災害発生時の連絡等を行う**連絡責任者を選任**すること。

（２）事業者は、作業現場において伐木等の作業を行うときは、その**作業を開始する前に**、次の事項を行うこと。

①　連絡責任者に緊急時における**連絡の方法の確認**をさせること。

②　携帯電話等の端末又は無線通信の機器の**バッテリーの充電状態及び故障の有無を確認**し、異常がある場合は**バッテリーの交換**等必要な措置を講じること。　等

（３）事業者は、**連絡責任者に、作業現場において**、次の事項を行わせること。

①　作業現場から事業場の事務所へ当該携帯電話等又は無線通信による**通信が可能である位置を確認**しておくこと。

②　労働者が所在不明となった場合で労働災害等の可能性があるときは、**直ちに捜索**を実施すること。

（４）事業者は、**労働者に、作業現場において**、次の事項を行わせること。

①　連絡責任者の指示に従って労働者相互の連絡を行い、**相互の安全を確認する**こと。

②　労働者相互の連絡において応答がない場合、作業の進捗状況からみて不自然にチェーンソーの音がしなくなった場合等には、当該労働者の作業場所に行く等により**異常の有無を確認**すること。　等

（５）事業者は、**労働災害が発生したときは、連絡責任者及び関係労働者に**、次の事項を行わせること。

①　労働災害の発生を発見した**労働者は、直ちに連絡責任者に被災の程度、救急車の必要の有無等を連絡**すること。

②　原則として**連絡責任者が、事業場の事務所、消防機関等救急機関に所要の連絡を行う**こと。　等

（６）事業者は、関係労働者に対し、無線通信の通信機器の機能及び取扱いの方法等について**教育訓練を行う**こと。